

育児休暇推進・支援 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日までの 1 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 30 年 3 月 1 日～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 30 年 3 月 30 日 制度に関するホームページ URL や説明書類を社員に配布および周知

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成 30 年 3 月～ 社員へのヒアリング調査による実態把握
- 平成 30 年 3 月 12 日～ 研修内容の検討
- 平成 30 年 3 月 26 日～30 日 研修の実施
- 平成 30 年 4 月 1 日以降随時 育児休業取得者が発生した場合、育児休業取得後（職場復帰後）の情報共有会の実施